

## 法人税割及び均等割について

◎ 法人税割 100分の6.0

(令和元年9月30日以前に開始する事業年度に適用される税率は100分の9.7)

◎ 法人等の均等割

区 分	税 額
<p>① 次に掲げる法人</p> <p>イ。法人税法第2条第5号の公共法人及び第294条第7項に規定する公益法人等のうち、第296条第1項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの(同法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く)</p> <p>ロ。人格のない社団等</p> <p>ハ。一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ)に該当するものは除く)及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く)</p> <p>ニ。保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの(イからハまでに掲げる法人を除く)</p> <p>ホ。資本金等の額を有する法人(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及び二に掲げる法人を除く。以下この表において同じ)で資本金等の額が1000万円以下であるもののうち、市町村内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者(政令で定める役員を含む)の数の合計数(次号から第9号まで及び第5項において「従業者数の合計数」という)が50人以下のもの</p>	50,000円
② 資本金等の額が1000万円以下である法人で、従業者数の合計数が50人を超えるもの	120,000円
③ 資本金等の額が1000万円を超え1億円以下である法人で、従業者数の合計数が50人以下であるもの	130,000円
④ 資本金等の金額が1000万円を超え1億円以下である法人で、従業者数の合計数が50人を超えるもの	150,000円
⑤ 資本金等の金額が1億円を超え10億円以下である法人で、従業者数の合計数が50人以下であるもの	160,000円
⑥ 資本金等の金額が1億円を超え10億円以下である法人で、従業者数の合計数が50人を超えるもの	400,000円
⑦ 資本金等の金額が10億円を超える法人で、従業者数の合計数が50人以下であるもの	410,000円
⑧ 資本金等の金額が10億円を超え50億円以下である法人で、従業者数の合計数が50人を超えるもの	1,750,000円
⑨ 資本金等の額が50億円を超える法人で、従業者数の合計数が50人を超えるもの	3,000,000円

※ 資本金等の額とは、資本の金額又は出資金額と法人税法第2条第17号に規定する資本積立金額との合計額(保険業法に規定する相互法人にあっては、純資産額として政令で定めるところにより算定した金額)をいう。